建築物飲料水水質検査業の登録(4号登録)に当たって

建築物飲料水水質検査業とは、建築物の飲料水の水質について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する厚生労働大臣が定める水質検査を行う事業である。 通常の営業許可とは異なり、当該登録を受けなければ当該事業を行うことができないものではない。

1 登録手続等

(1)登録手続(新規登録、再登録)

申請書のほか、次の添付書類が必要です。登録の有効期間は6年間です。

申請手数料は新規登録、再登録とも、35,000円です。

再登録申請は、有効期間が満了するおおむね1ヶ月前までに行ってください。

なお、登録を受けた営業所は、「登録建築物飲料水水質検査業」と表示することができます。

《添付書類》

- 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - 機械器具が借用の場合、契約書の写し(借用期間は6年以上であること。環境政策課で原本 照合する。)又は貸出証明書を添付すること。
- 飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
- 飲料水の水質検査を行う者の氏名を記載した書面及びその者の厚生労働省令に規定する資格を 証明する書類の写し(※原本を持参し、環境政策課の確認を得ること。)
- 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面
 - ①水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む。)、②試薬及び標準物質の保管方法、③検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名、④機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法、⑤測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名を記載すること。
- 〇 営業所付近見取図
- 定款又は寄附行為の写し(公益法人、事業協同組合の場合)

(2) 変更の手続

次の事項に変更があった場合、その日から30日以内に変更届を提出すること。

- 氏名又は名称、住所、法人にあっては、代表者の氏名
- 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
 - ⇒ 【添付書類】機械器具の概要を記載した書面(変更前、変更後)
- ・ 水質検査実施者 ⇒ 【添付書類】免状、修了証の写し(※原本持参してください。)
- 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法
 - ⇒ 【添付書類】作業方法等を記載した書面(変更前、変更後)

(3)廃止の手続

事業を廃止した場合、その日から30日以内に廃止届を提出すること。

⇒ 【添付書類】登録証明書

(4) その他

作業報告書(副本)は5年間保管してください。

2 登録基準

(1)物的要件

次の機械器具等を所有していること(下図参照)。

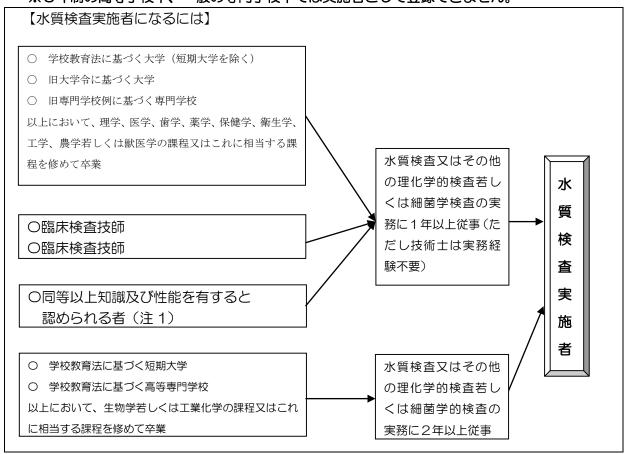
機械器具	検 査 室
(1) 高圧蒸気滅菌器、乾熱滅菌器、	《水質検査を的確に行うことができる検査室》
乾燥器及びふ卵器	(1)実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚等の配置
(2) フレームレス-原子吸光光度計	が水質検査実施者の作業にふさわしい配置であること。
又は誘導結合プラズマ発光分	(2)実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり使用しやすい配置で
光分析装置	あること。
(3) 光電分光光度計又は光電光度	(3)ドラフトチャンバーが設置されていること。
計	(4)必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。
(4) ガスクロマトグラフ	(5)細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所が区画されて
(5) 蒸留装置及び還流冷却装置	いることが望ましい。
(6) 電子天びん又は化学天びん	(6)天びん台等必要な部分に防震装置が施されていること。

(注)物的要件は、原則として借り入れは認められない。また、同一の機械器具で、2ヶ所以上の営業所の登録を受けることはできない。(共用は不可)

(2)人的要件

水質検査を行う者は、「水質検査実施者」であること(下図参照)。

※3年制の高等学校卒、一般の専門学校卒では実施者として登録できません。



- (注)「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」に該当するのは、次のいずれかの場合です
 - ① 技術士(衛生工学部門又は水道部門に限る。)
 - ② 旧朝鮮教育令(昭和31年3月勅令第103号)、旧台湾教育令(大正11年3月勅令第20

- 号)、在関東州及び満州国帝国臣民教育令(昭和 18年3月勅令第213号)又は大正10年勅令第328号に基づく大学又は専門学校において理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- ③ 旧専門学校卒業程度検定規定(昭和 18 年文部省令第 46 号)による専門学校卒業程度検定試験(理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学又はこれに相当する学科に係るものに限る。) に合格した者

(3) その他の要件

作業方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示に示す項目にすべて合致する必要があるので、告示内容を十分に把握し、標準的な作業マニュアルを作成してください。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法に係る基準(抜粋)

平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号平成 15 年 3 月 25 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正平成 16 年 3 月 22 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正

- 第4 規則第27条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。
 - 1 水質基準に関する省令(平成15年厚生省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質 検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
 - 2 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
 - 3 水質検査の結果を五年間保存すること。
 - 4 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
 - 5 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を 行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに 整理して保管すること。
 - 6 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。
 - これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1、2、4及び5に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。
 - 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械 器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備し ておくこと。